

# 1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要

## (1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは、老人福祉法第20条の8に規定される「老人福祉計画」及び介護保険法第117条に規定される「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。保険者である市町村に策定が義務付けられており、津島市における高齢者福祉事業・介護保険事業の政策目標と取り組むべき施策・事業を明らかにし、また事業量や介護サービス量を見込むものです。

「津島市総合計画」のもと、「地域福祉えがおのまち計画」や福祉関連計画との整合性を図るほか、津島市の健康・まちづくり関連計画及び「海部医療圏保健医療計画」との整合性・調和を図り、策定します（図1）。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、3年ごとに見直しが行われ、今年度より第10期計画の策定が始まります（図2）。

現在、国においても、次の第10期計画に向けて議論が行われています。第9期計画と同様、国の動向、アンケート調査から把握する市民の方のニーズ、高齢者数・認定者数等の現状を踏まえ、第10期計画を策定していきます。

## (2) 津島市の人口構造と認定者数

津島市の高齢者人口（65歳以上人口）は、増加傾向が落ち着き、令和5年以降はしばらくの間、ほぼ横ばいに推移することが想定されます（図3）。その一方で、生産年齢人口（15～64歳）は右肩下がりで減少し続けています。また、認定者数の推移をみると、近年、要介護3～5の人数が増加しており、今後は、要介護1・2も含め、認定者が全体的に増加していくことが予想されます（図4）。

図3 人口の推移

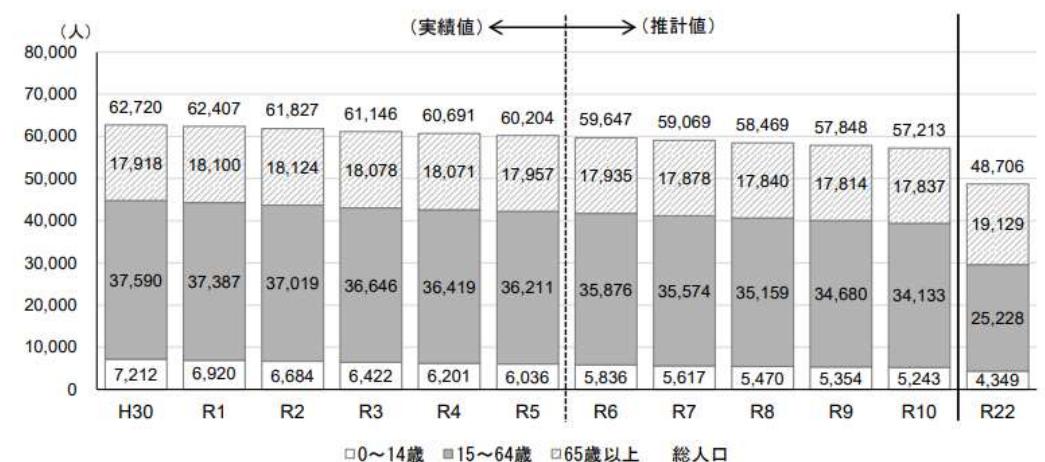


図1 計画の位置づけ

津島市総合計画（最上位計画）

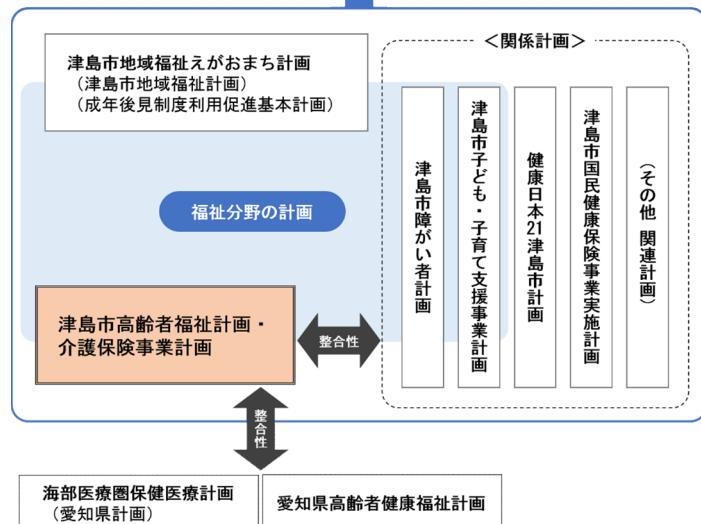


図2 計画年度

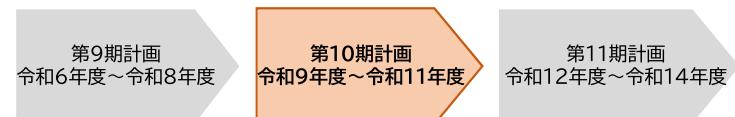
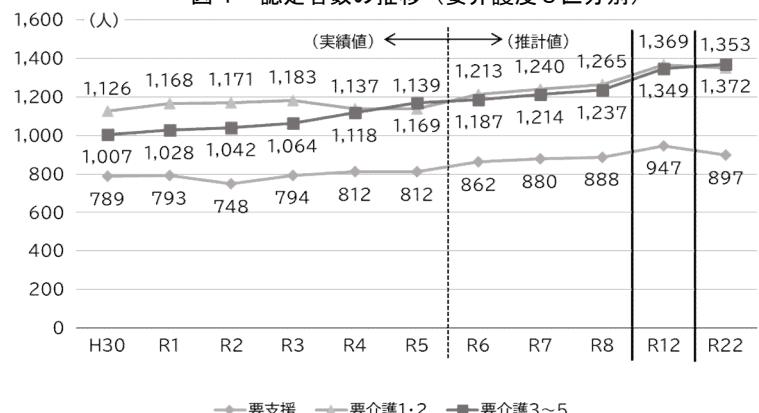


図4 認定者数の推移（要介護度3区分別）



### (3) 第9期計画の構成

津島市が実施している高齢者福祉事業の課題、統計データからみた現状、市民の方のニーズ等に基づき、第9期計画では、次の理念・方針を掲げ、それをもとに施策・事業を行っています。

#### ①基本理念

##### 1. 住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できる社会の実現

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、地域包括ケアシステムを深化・推進し、多職種連携、見守りと支えあいによる地域共生社会を目指します。

##### 2. 健康で自立した暮らしの実現

自立した生活を継続していくためには、市民一人ひとりが健康づくりと介護予防のための活動を意識し、実践することが重要となります。また、心身の状況に応じて、自らの能力を活かし、社会参加することで、生きがいのある自立した生活の実現を目指します。

##### 3. 認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の実現

認知症の人は、今後も高齢者の人口とともに増えることが予想されます。認知症の人と家族に対する支援、認知症に対する正しい知識の周知・啓発、予防と早期発見により、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指します。

##### 4. 持続可能な介護保険事業の実現

全国的に団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎える一方、今後、生産年齢人口は減少していくことが見込まれます。介護現場の生産性向上や適切なサービス利用の促進などを通して、安定的な介護保険事業の持続を目指します。

#### ②基本方針

##### 1. 安心して生活できる地域共生社会の推進

介護が必要になんでも住み慣れた地域において、なじみの暮らしや関係を継続できるよう、多職種連携や地域づくりを推進します。

「医療・介護・予防・生活支援・住まい」を地域で一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の推進を通して、「地域共生社会」の実現を目指します。

##### 2. 社会参加・介護予防の推進

高齢者の社会参加や介護予防の取組を推進します。  
健康づくり、介護予防、日常生活支援、社会参加の取組を一体的に推進し、それぞれの高齢者の意欲や経験を踏まえ、長く活躍できる環境づくりを推進します。

##### 3. 認知症施策の推進

認知症施策を推進します。  
認知症に対する正しい知識の普及をはじめ、早期対応、認知症の人と家族に対する支援、予防を含めた地域づくりを推進します。

##### 4. 適切で質の高い介護保険事業の推進

適正化と質の向上の両視点から、介護保険事業を推進します。  
今後の介護サービスの需要の高まりを見据え、持続可能な制度運営のための適正化や、介護現場の生産性向上や働きやすい職場づくり、人材確保・育成に向けた支援を推進します。

### 2 スケジュールについて

時期	業務内容	策定委員会	専門部会
2025年度 9-12月	・ 調査票の設計 ・ 調査の実施	策定委員会①（計画策定の概要、調査項目等）	専門部会①（計画策定の概要、調査項目等）
1-2月	・ 集計 ・ 調査結果の分析		
2-3月	・ 調査結果の分析 ・ 報告書作成	策定委員会②（調査結果の報告）	専門部会②（調査結果の報告）
2026年度 4-5月	・ 人口・認定者数等の推計 ・ 骨子案の検討		
6-7月	・ 計画素案の検討	策定委員会③（第9期計画の評価・課題検討、第10期計画の骨子案）	専門部会③（人口・認定者数、調査結果の詳細分析）
8-9月	・ サービス見込み量の推計 ・ 計画書案の検討		専門部会④（第9期計画の評価・課題検討、第10期計画の骨子案）
10-11月	・ 介護保険料の算定 ・ 計画書案の修正等	策定委員会④（計画書案の提示）	専門部会⑤（計画書案）
12-1月	・ パブリックコメントの実施	策定委員会⑤（計画書案の承認、見込み量・保険料案の提示）	専門部会⑥（計画書案、見込み量・保険料案）
2-3月	・ 計画書の最終検討 ・ 印刷等	策定委員会⑥（パブリックコメント結果の報告、計画書の承認）	

### 3 アンケート調査について

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に市民の方のニーズや介護保険事業者の意向を反映させるため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業者向けアンケートの3種類のアンケート調査を実施します。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査については、国からの指針をもとに作成し、そこから津島市の施策等に応じて独自項目を追加しています。事業者向けアンケートは、津島市独自の調査です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定するために、要介護認定を受けていない高齢者を対象に実施します。

在宅介護実態調査は、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するため、要介護認定を受け、在宅で生活している高齢者を対象に実施します。

事業者向けアンケートは、介護保険施設の新規（増床含む）整備意向や、事業所運営についての課題等を把握するため、市内に事業所があり、介護サービスを提供する法人に対して実施します。